

第6期第3回むかわ町農業委員会総会議事録

1.開催日時 平成30年9月27日(木) 午前9時30分から午前10時14分

2.開催場所 むかわ町産業会館 第1研修室

3.出席委員 ○(27名)

4.欠席委員 △(0名)

1番	清瀬利一	○	11番	中澤浩	○	21番	佐々木保成	○
2番	鈴木秀子	○	12番	佐田正彦	○	22番	金谷仁	○
3番	清野薫	○	13番	藤岡健人	○	23番	佐々木諭	○
4番	小笠原正実	○	14番	森山幸治	○	24番	青木茂美	○
5番	山谷和彦	○	15番	石崎代里子	○	25番	宮田広幸	○
6番	山本好一	○	16番	土田泰弘	○	26番	藤江政利	○
7番	毛利武	○	17番	伊藤正人	○	27番	中島勝美	○
8番	林利輝	○	18番	貞廣賢治	○			
9番	宇南山浩利	○	19番	平島道弘	○			
10番	星力	○	20番	遠藤一三	○			

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第4 報告第2号 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件

第5 報告第3号 農地法第43条第1項の規定による所有者を確知できない農地を利用する権利の設定に関する北海道知事の裁定に関する件

第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第7 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

6.農業委員会事務局職員

本庁一事務局長 鎌田晃、主査 大捕悠生

穂別支局一支局長 高木龍一郎、主査 藤野真稔

7.会議の概要

事務局長 | 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。

会長 | 【会長挨拶】

議	長	本日の出席者は２７名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第６期第３回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。 それでは議事日程に従い進めてまいります。 日程第１「議事録署名委員の指名」ですが、５番・山谷 和彦委員と６番・山本 好一委員の両名を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
議	長	それでは、両名に決定いたしました。 日程第２「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告３件、議案２件の合わせて５件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
議	長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えさせていただきます。 それでは、日程第３ 報告第１号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画（案）の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第１号、朗読及び説明】 ２ページ・３ページに申出書の写しを添付してございます。 記載の農地は７月総会にてご承認いただきました集積計画に基づき、所有権が北海道農業公社に移り、売買代金の支払いが完了したことから、５年後の売渡までの期間、利用権設定に係る集積計画の作成申出が公社よりありました。この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。計画の内容につきましては、議案第２号にてご説明申し上げます。以上でございます。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第１号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第１号は承認することに決定いたします。 それでは、日程第４ 報告第２号「農地法第２条第３項に規定する農地所有適格法人に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第２号、朗読及び説明】 ５ページをお開き下さい。 新規農地所有適格法人の参入の報告でございます。 ●●さんはＨ２６年８月に新冠町で法人化し、現在新冠町に農地を３９，４４３㎡、使用貸借権を設定しながら営農をしていることを新冠町農業委員会の営農証明により確認をしてきてございます。

主	査	これから、農地所有適格法人としての要件を備えているかをご報告させていただきます。 1 点目に、組織形態要件です。農地所有適格法人は、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社のいずれかでなければなりません。組織形態は株式会社でありますので、要件を満たしております。また、株式会社の場合のみ、定款に株式の譲渡制限があるかないかを確認する必要がありますが、本総会資料に定款の写しは付いてませんが、提出いただいております定款第 6 条にて確認済みですので申し添えます。 次に、事業要件です。これは主たる事業が農業でなければなりません。資料 5 ページの事業内容欄に 1 番から 1 9 番まで記載しておりますが、その内 1 番から 5 番までに農業に関する事業が記載されている事が確認出来ますが、その他の事業は農業外となっております。これらについては、平成 3 0 年 7 月に定款変更を行い 6 番から 1 8 番までを追加してきておりますが、それまでは 1 番から 5 番までの農業に関する事業のみであり、現時点では 6 番から 1 8 番に関する事業は行っていないと聞き取っておりますので、主たる事業が農業と認められます。 なお、農業外事業が行える形となっておりますが、売り上げの過半を超えれば、農地の所有はできなくなる事、それらについては、毎年報告をいただく法人報告書で確認をすることを説明をしてきております。 3 点目は、構成員要件であります。構成員である者のうち農業関係者だけで総議決権の過半を越えてなければなりません。総議決権数は 2 0 0 であり、構成員全員が農業関係者と認められ、1 0 0 % 議決権を保有していることから、要件は満たしていると認められます。 4 点目は、業務執行役員要件です。業務執行役員の過半に該当する者が、出資者であり、なおかつ 1 5 0 日以上農業に従事する者でなければなりません。構成員要件の時に、既に確認しておりますが、取締役であります 2 名全て出資者でありますし、2 人とも年間農業従事日数を 1 5 0 日を越えているため、こちらも要件は満たしていると認められます。 最後に常時従事要件です。法人の農業に従事する構成員・従業員等のうち誰か 1 以上の者が、年間 6 0 日以上農作業に従事することが求められる要件となります。先にもご説明させていただいておりますが、構成員の方、いずれも年間農業従事日数が 6 0 日を越えておりますので、要件は満たしていると認められます。以上、●●さんについては、農地所有適格法人の要件をすべて満たしていると認められているところでございます。 なお、農地の取得等、詳細は後の議案第 1 号でお諮りした際にご説明いたします。ここでは、あくまで、参入しようとする法人が農地所有適格法人の要件を満たしているかどうかのご報告とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第 2 号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第 2 号は承認することに決定いたします。

議	長	それでは、日程第5 報告第3号「農地法第43条第1項の規定による所有者を確知できない農地を利用する権利の設定に関する北海道知事の裁定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第3号、朗読及び説明】 本件は、4月総会で報告しました農地法第43条第1項に基づく通知を農地中間管理機構である北海道農業公社へ行った農地を北海道知事の裁定により中間管理機構が利用権を得たこと報告する内容です。議案の7ページから10ページに、知事裁定に対しての通知類を添付しておりますが、本日お配りさせていただいた資料にて、これまでの経過を踏まえながら今回の報告内容をご説明させていただきます。 なお、議案第2号にて混在する農地の利用集積の議案をお諮りさせていただきますが、経過から議案に入る前にある程度説明をしてしまうことをご理解ください。 それでは、資料の1ページ目をご覧ください。地番図がありますが、本報告の対象となっている農地は地番の赤い方となり、その農地明細は、地番図下の(2)●●さん農地と記載している部分です。それと混在している青い方が、明細は地番図上の(1)●●さん農地と記載している内容で、こちらは議案第2号でお諮りする農地です。地番図上は地番が明確ですが、実際の現地は合計18筆、29,561㎡が一枚田んぼとなっている状況であり、(1)は所有者死亡の未相続農地、(2)は所有者死亡であり、かつ、相続人全員が相続放棄手続きをしている農地となり、現在は、耕作放棄地となっておりまして、遊休農地A分類に区分している農地となっています。特に、(2)●●さん農地については相続放棄地ということで、農地を動かすことが困難な農地でしたが、平成26年から実施している農地中間管理事業及び平成27年改正の農地法を併用し所定の手続きをすることで動かすことが可能となったため、それを実施しながら、かつ(1)●●さんの相続人と農地の権利移動の調整を進めながら一枚田んぼを中間管理事業により、耕作者へつなげることを行う手続きとなります。 資料の2ページ以降となりますが、左側が(1)●●さんの農地の動き、右側が(2)●●さんの農地の動きとなります。 2ページ目は平成30年3月までの手続きの概要となりますので、お目通しください。3ページ目からの左側●●さん農地に対しては議案第2号でご説明させていただきます。 右側、●●さん農地ですが、中段青枠が平成30年4月総会で報告した内容であり、その後農地中間管理機構である北海道農業公社と北海道において調整しながら、右側一番下が本報告案件である平成30年8月3日に中間管理機構に中間管理権を設定する北海道知事の裁定が行われたところです。 内容は、期間が平成30年8月13日から平成35年8月12日の5年間の設定で補償金は660,000円。この補償金の算定は、10a当たり10,000円の賃料で年額132,000円となり、その5年間の総額となります。これを、中間管理機構が、一括し法務局へ供託金として納めてございます。 報告案件としては以上ですが、今後のスケジュールとしては、議案第2号案件とあわせてとなりますが、資料4ページとなり、中間管理機構が遊休農地を一定程度改良するモデル事業を行い、12月総会を目指して耕作者への中間管

主 査	理事業利用配分計画を上程する予定となります。これらがスケジュール通りに進めば、来年２月には耕作者が耕作権を得ることとなり、遊休農地の解消が図られることとなりますので、ご理解をお願いします。 また、本案件中、所有者不明農地の中間管理権裁定は全国で３例目、道内１例目となり、また、農地改良を行うモデル事業も平成３０年度新規事業につき道内１例目となってきます。 中間管理機構や北海道の協力も得ながらの動きとなっていますので、併せてご理解とご協力をお願いします。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。報告第３号について、質問意見はありませんか。 （質問、意見なし）
議 長	質問意見がありませんので、報告第３号は承認することに決定いたします。 日程第６ 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主 査	【議案第１号、朗読及び説明】 １番については、先ほど報告第２号にて農地所有適格法人の要件を満たしていることを報告した●●＜農地所有適格法人＞が町内に新規参入により、農地を取得し、町内二宮地区にて軽種馬の預託による営農を行っていく案件となります。 本件の経過ですが、平成２８年から農地の所有権移転について譲受人と譲渡人の間において、所有権移転の係争となり裁判となっていました。平成３０年７月１８日に和解調定が成立し、その調書の謄本を提出させておりますが、内容としては、農業委員会の申請及び許可をもって、譲受人への所有権移転手続きをすることとされています。 また、農地法第３条の申請は双方連署による申請が原則ですが、本件は譲受人による単独申請となっています。これは、所有権移転について先に説明したとおりの内容で和解が成立しており、成立時に双方の意思確認がされているものとされ、裁判の和解を含む判決の内容に沿っての申請であれば単独での申請が認められているため、この申請を受理したものです。 ●●＜農地所有適格法人＞は、現在は新冠町において１２頭の軽種馬預託を行っており、使用貸借している農地において牧草を作付していることを確認しています。 本案件農地の取得後については、１２頭から次年度予定で２５頭程度、その翌年度に３５頭程度まで増頭するする計画となっており、当該農地に隣接する厩舎も軽微な修繕で対応が可能で、計４０頭ほど入厩できる規模となっています。 また、取得農地においても牧草の作付を行うとのことで、保有している機械の種類や台数等から耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できると考えます。 ２番については、譲渡人であります●●さんが、所有する全ての農地を、共同所有者である●●さんに贈与する案件です。

主	査	当該地、穂別稲里●●●番地●及び●●●番地●については、●●さん名義の農地ですが、穂別稲里●●●番地●以下9筆については、●●さんとの共有地であり、●●さんの所有権利持分は3分の1ですので、所有権利持分を贈与することとなります。 譲渡人の●●さんは、高齢に伴い、全ての農地管理を●●さんに任せたいとのことであり、●●さんも受贈後は、現在の所有地と一帯的に牧草の作付けを予定しているとのこと。 以上2件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 13ページから16ページまでそれぞれ、図面、調査書を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。
議	長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
7	番	1番について現地を確認してきましたので、報告します。 経過については事務局から説明のあったとおりです。新規参入法人となりますが、新冠町で営農経験があり、また、牧草の作付を行う計画であることから作付作物の経験もあるため取得後の農地については、適正に耕作されと考え周辺農地への影響はないものと判断いたします。以上です。
26	番	現地を確認してきましたので、報告いたします。 ●●さんの希望により、共同所有者である●●さんへ贈与される案件ですが現在、●●さん名義の農地については、牧草の作付けがされており、共有名義の農地については、保全管理されております。 ●●さんが受贈後は、現在の所有地と一帯的に牧草の作付けを行う計画でありますので、周辺農地への影響もないと判断いたします。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。 続いて日程第7 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主	査	【議案第 2 号、朗読及び説明】 18 ページから、利用権設定 4 件です。 1 番ですが、先の報告第 3 号で説明した農地中間管理事業を利用する農地の集積計画となりますので、再度お配りしている資料の 3 ページをお開き願います。 左側●●さん農地となりますが、こちらは、登記上の所有者である●●さんは平成 21 年に亡くなっており、相続が整っていない状態です。 賃貸の場合、未相続農地であっても相続人の過半数以上の同意があれば賃借権の設定ができますが、相続人の同意数によって設定できる期間が異なってきます。今回の場合、相続人全員の同意ではなく、過半を超える同意のため、5 年を超えない期間の範囲内において設定できることとなり、期間を 5 年間として中間管理機構への利用権を設定することとなります。 参考ですが、現行は期間が 5 年を超えない範囲での設定となっていますが、今後 11 月末までに公布されると思われる、本年 5 月に成立した改正基盤強化法では、最長 20 年まで設定することが可能となります。しかし、現在は未公布であること、また、混在する●●さん農地と同時並行で農地を動かさないと耕作者に不便をお掛けすること、また、今後モデル事業を控えていることなどから、まずは 5 年の設定で進めることとしております。 なお、今後のモデル事業などについては先の報告のとおりであり、保全管理後 12 月総会をめざし、本案件の●●さん農地及び先に報告済みの●●さん農地を同時に中間管理機構から耕作者への利用配分計画を上程する予定です。 2 番から 4 番までは報告第 1 号でご報告申し上げました買い入れ協議により農業公社へ所有権移転が完了したため、それぞれ利用権を設定するものです。 以上、利用権設定 4 件 22 筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。 19 ページから 22 ページに図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第 2 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第 2 号は原案どおり決定いたします。 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。 なお、次回の第 4 回の総会の開催日は、10 月 25 日に召集いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。